

令和3年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

調査票に記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、令和元年度に実施した「経済センサス - 基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、14・15ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

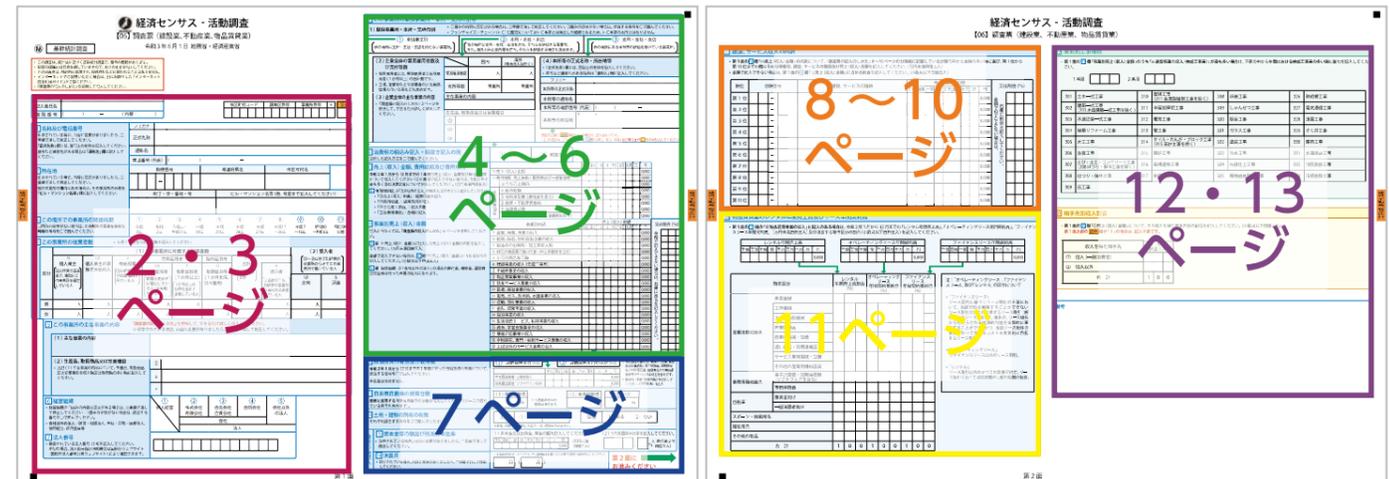
記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

第1面

第2面



総務省
経済産業省

◆コールセンターについては、裏表紙をご覧ください。

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号などを記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称及び店舗名を記入してください。

フリガナ	トウケイ ツヨク	フリガナ	キョウケイケンセウ	フリガナ	リフォームトウケイ
記入者氏名	統計 強	市区町村コード	03	調査区番号	9876
電話番号	03-9876-4322	市区町村コード	13104	調査区番号	0048
		市区町村コード	0038	調査区番号	61
1 名称及び電話番号	フリガナ キョウケイケンセウ リフォームトウケイ 正式名称 (有)統計建設 (株)リフォームTOKEI 通称名 統計ホーム 電話番号(代表) (03) 9876-4322				
2 所在地	郵便番号 162-0056 東京都 新宿区 町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) 若松第3ビル 2階				
3 この場所での事業所の開設時期	令和3年 令和2年 令和1年 平成30年 平成29年 平成28年 平成27年 平成26年 平成25年 平成24年 平成23年 平成22年 平成21年 平成20年 平成19年 平成18年 平成17年 平成16年 平成15年 平成14年 平成13年 平成12年 平成11年 平成10年 平成9年 平成8年 平成7年 平成6年 平成5年 平成4年 平成3年 平成2年 平成1年 昭和59年 昭和58年 昭和57年 昭和56年 昭和55年 以前				
4 この事業所の従業者数	(1) この事業所に所属する従業者数 (2) 受入者 (3) 出向者 (4) 派遣者				
5 この事業所の主な事業の内容	(1) 主な事業の内容 (2) 生産品、取扱商品又は営業種目 (3) 経営組織 (4) 法人番号				

13桁の法人番号を記入してください。
マイナンバー(個人番号)は絶対に記入しないでください。

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考に、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考に、具体的に記入してください。

【記入例1】 主な事業の内容が「木造建築の一部請負」であった事業所が、主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所となった場合

①	木造建築の一部請負 総合リフォーム工事業
②	木造建築 リフォーム建築工事
③	改築工事
④	
⑤	

【記入例2】 主な事業の内容が「不動産売買の業務」であった事業所が、主として不動産売買、賃貸の仲介をする事業所となった場合

①	不動産売買の業務 不動産売買・賃貸の仲介業務
②	マンション
③	
④	
⑤	

1 名称及び電話番号

● 名称は、略称ではなく**正式名称**(登記上の名称)を記入してください。

2 所在地

● 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
 - ・ 法人が新設(対等)合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

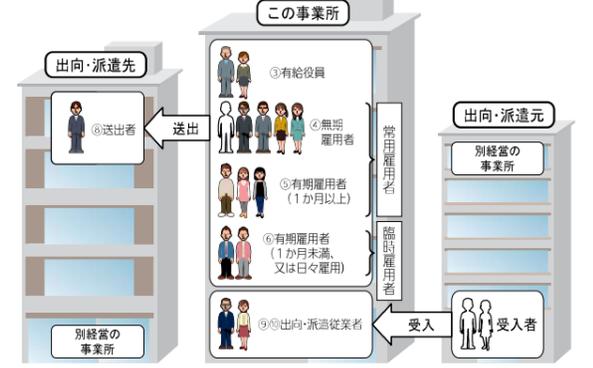
4 この事業所の従業者数

● 令和3年6月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図(事業所の従業者数の説明)を参考にしてください。

①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。
	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業員には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。
	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人(定年まで雇用される場合を含む。)
	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
②個人業主の家族で無給の人	
③有給役員	
常用雇用者	④無期雇用者
臨時雇用者	⑤有期雇用者(1か月以上)
	⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)
⑦合計	
⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	
(2) 受入者	
⑨出向	
⑩派遣	

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

〈事業所の従業者数の説明(送出者及び受入者)〉



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

○ 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○ 囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
● フランチャイズ・チェーン(F・C)加盟店についてはF・C本部とは独立した組織となるため、F・C本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)

② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含めます。)

③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所等の統括を受けている事業所。)

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数	常用雇用者数	国内 人	海外 (現地法人は除く) 人
	支所等数	事業所	事業所

(3) 企業全体の主な事業の内容

● 「調査票の記入のしかた」2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

生産品、取扱商品又は営業種目

①

②

③

(4) 本所等の正式名称・所在地等

● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ

本所等の正式名称

本所等の通称名

本所等の電話番号(代表) () -

本所等の所在地

調査票上部の「区分」欄が「1」の場合は、記入ありです。
「2」の場合は、これ以降、9欄、10欄「⑩売上(収入)金額」及び第2面の「⑩」欄のみ記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

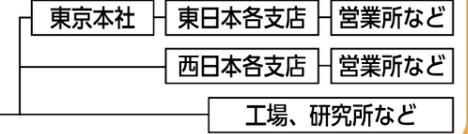
● 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「単独事業所」となります。

2. 本所・本社・本店

● 他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
● 1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

3. 支所・支社・支店

● 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
● 下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- 「(3) 企業全体の主な事業の内容」は、2ページの「5 この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- 本所等の正式名称・所在地等(支所・支社・支店のみ記入)
 - 本所等の正式名称は、法人名(会社名等)と事業所名(店舗名等)を記入してください。
 - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

● 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み

② 税抜き

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

● 令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。)(万円未満四捨五入)

① 売上(収入)金額	2	7	0	1	1	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	2	5	1	0	7	0,000
③ うち売上原価	1	4	0	0	5	0,000
④ 給与総額				3	8	9
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				3	3	1
⑥ 動産・不動産賃借料				3	8	7
⑦ 減価償却費				3	2	7
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)				2	5	7

11 事業別売上(収入)金額

● 記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」6ページを参照してください。

● 10欄「⑩売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

● 金額で記入できない場合は、10欄「⑩売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

● 6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

① 農業、林業、漁業の収入						0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入						0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額						0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)				3	0	0,000
⑤ 小売の商品販売額						0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)				2	3	3
⑦ 不動産事業の収入				2	7	5
⑧ 物品賃貸事業の収入						0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入						0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入						0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入						0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入				3	0	0,000
⑬ 金融、保険事業の収入						0,000
⑭ 宿泊事業の収入						0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入						0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入						0,000
⑰ 情報通信事業の収入						0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入						0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入				3	5	0,000
合計						10欄⑩の売上(収入)金額

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

1 0 0

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。
※令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
① 売上(収入)金額	● 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ● 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。	● 経常収益を記入してください。
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	● 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。	● 経常費用を記入してください。
③ うち売上原価	● 費用総額のうち売上原価について記入してください。 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。	● 記入不要です。
④ 給与総額	● 役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。 ● 別経営の事業所に向向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。	
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)	● 会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑥ 動産・不動産賃借料	● 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ● 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。	
⑦ 減価償却費	● 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	● 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ● 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ● 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ● 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。	

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

● 10欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

● 「11 事業別売上(収入)金額」の説明は、6ページを参照してください。

記入上の注意

- 12～16欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15・16欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「5この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。

11 事業別売上(収入)金額

●以下の例示を参考に、10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入)
○ 造園、庭園の植樹、庭園・花壇の手入れ × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「6建設事業の収入」
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)
○ 他の者から購入した(仕入れた)商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
⑤ 小売の商品販売額
○ 仕入れた商品又は製造した商品を、個人用又は家庭用消費者に販売した場合の販売額
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業の収入)
○ 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など) ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「10学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング業 ⇒ 「10学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建物建売事業 ⇒ 「7不動産事業の収入」
⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入)
○ 不動産売買(自己建設によるものを除く) ○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など) ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 × 不動産鑑定事業 ⇒ 「10学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「15生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 公民館など社会教育施設の賃貸 ⇒ 「16教育、学習支援事業の収入」 × 展示会会場、集会場などの賃貸 ⇒ 「10上記以外のサービス事業の収入」 × 下宿業 ⇒ 「14宿泊事業の収入」 × 倉庫業 ⇒ 「12運輸、郵便事業の収入」 × ビルメンテナンス業 ⇒ 「10上記以外のサービス事業の収入」 × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「6建設事業の収入」
⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業の収入)
○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など) × 映画配給事業 ⇒ 「17情報通信事業の収入」 × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「15生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × コインロッカー等、一時的に物品を預かる事業 ⇒ 「15生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業の収入)
○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「6建設事業の収入」
⑫ 運輸、郵便事業の収入
○ 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む) × 駐車場業 ⇒ 「7不動産事業の収入」
⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業の収入)
○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿屋、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。 ○ リゾートクラブ事業 × 貸家業、貸問業 ⇒ 「7不動産事業の収入」
⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに付随したサービスの提供を行う事業の収入)
○ ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など) ○ 各種調査(市場調査、世論調査など) ○ 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入
○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○ デザイン、機械設計業 ○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業 ○ 経営コンサルタント事業
⑲ 上記以外のサービス事業の収入
○ 建物サービス事業、警備事業 ○ 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場などの施設を運営する事業

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 設備投資の有無及び取得額	① 設備投資を行った	② 設備投資を行わなかった	※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。※取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)
	令和2年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ・中古品は含めません。	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	
有形固定資産(土地を除く)			1 0 0 0 0,000
無形固定資産(ソフトウェアのみ)			5 0 0 0,000
13 自家用自動車の保有台数	(1) 貨物自動車	(2) 乗用自動車	(3) バス
・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	3 台	2 台	0 台
14 土地・建物の所有の有無	土地	建物	
・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。 ※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。	① ある ② ない	① ある ② ない	
15 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。	(2) うち外国資本比率を記入してください。	
・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	(万円未満四捨五入)	(小数点第2位四捨五入)
	1 0 0 0 0,000		0 0 %
16 決算月	※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。		
・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	2 月 () 月		

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和2年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和2年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和2年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
・店舗併用住宅の居住用部分
・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 建設、サービス収入の内訳

- 第1面の10欄「①売上(収入)金額」の内訳について、『調査票の記入のしかた』8～10ページの分類表に記載している分類の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、建設、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額						又は割合(%)				
			千億	百億	十億	億	千万	百万	万	円			
第1位	06-04	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)				2	3	3	0	6	0,000		
第2位	07-05	不動産売買代理・仲介サービス				1	0	2	7	0,000			
第3位	07-17	住宅管理サービス(賃貸住宅)				8	1	5		0,000			
第4位	07-16	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)				7	1	3		0,000			
第5位	07-18	非住宅用建物管理サービス				2	0	0		0,000			
第6位	19-22	その他の建物維持管理サービス				2	0	0		0,000			
第7位	19-32	集会場賃貸サービス				1	5	0		0,000			
第8位	-									0,000			
第9位	-									0,000			
第10位	-									0,000			

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

17 建設、サービス収入の内訳

- ここでいう「建設、サービス収入」とは、以下8～10ページ掲載の分類表に記載されている「建設、サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高のうち、「建設、サービス収入」の内訳について、分類表の「建設、サービスの種類」の中から、金額の多い順に記入してください。
- 金額で記入ができない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 調査票第1面の6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合、収入として得た寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業の売上(収入)金額に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」としてください。

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑥、⑦、⑮、⑲」に対応するものです。
※11欄の「⑮、⑲」には、分類表に記載の「建設、サービスの種類」以外の収入が含まれる場合があります。

事業別内訳	分類番号	建設、サービスの種類	内容例示
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)	06-01	土木工事(元請工事)	土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等) ※送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含みます。
	06-02	土木工事(下請工事)	
	06-03	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)	居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	06-04	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)	
	06-05	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・新築)	
	06-06	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・リフォーム)	
	06-07	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)	居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的のすべてを含む。)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む。)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	06-08	非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	
	06-09	機械設備工事(元請工事)	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事(建築設備を除く。)
	06-10	機械設備工事(下請工事)	

事業別内訳	分類番号	建設、サービスの種類	内容例示
⑦ 不動産事業の収入	07-01	新築住宅販売サービス	・新築住宅(自ら建築施工したものを除く。)を販売するサービス × 自ら建築施工した住宅の販売 ⇒ 「06-03 住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)」又は「06-05 住宅建築工事・同設備工事(下請工事・新築)」
	07-02	中古住宅販売サービス	・中古住宅を販売するサービス
	07-03	非住宅用建物販売サービス	・非住宅用建物(自ら建築施工したものを除く。)を販売するサービス ○ 倉庫販売サービス(自ら建築施工を行わないもの) × 自ら建築施工した非住宅用建物を販売するサービス ⇒ 「06-07 非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)」又は「06-08 非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)」
	07-04	土地販売サービス	・土地(取壊し予定の建物が付着している土地も含む。)の譲渡 × 建物と一体の敷地の販売 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、「07-02 中古住宅販売サービス」又は「07-03 非住宅用建物販売サービス」 × 土地の売買の代理・仲介サービス ⇒ 「07-05 不動産売買代理・仲介サービス」
	07-05	不動産売買代理・仲介サービス	・宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の売買を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	07-06	不動産賃貸代理・仲介サービス	・宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の賃貸を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	07-07	住宅賃貸サービス(1か月以上)	・住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 × 下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭ 宿泊事業の収入」に該当
	07-08	住宅賃貸サービス(1か月未満)	・住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 × 下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭ 宿泊事業の収入」に該当
	07-09	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	・非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス。収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。 ○ 事務所、店舗用建物賃貸 ○ 物流施設賃貸 × 会議室賃貸 ⇒ 「07-11 会議室等賃貸サービス」 × 劇場式ホール提供 ⇒ 「15-42 劇場賃貸サービス」 × スポーツ施設提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール提供 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」
	07-10	収納スペース賃貸サービス	・自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス × コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 貸金庫サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰ 金融、保険事業の収入」に該当
	07-11	会議室等賃貸サービス	・主として会議に用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス
	07-12	土地賃貸サービス	・土地賃貸サービス
	07-13	不動産ファイナンスリース	・建物(建物の敷地を含む。)をファイナンスリースするサービス
	07-14	サブリースサービス	・賃貸物件管理事業者が建物所有者等から入居の有無を問わず毎月一定の賃料を支払うことを条件に、建物を賃借し、自らが転貸人となって入居者に転貸するサービス
	07-15	駐車場サービス	・自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 × 自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
	07-16	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)	・住宅所有者(管理組合等を含む。)の委託を受けて、建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス × 建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-22 その他の建物維持管理サービス」 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」
	07-17	住宅管理サービス(賃貸住宅)	・賃貸用住宅の所有者等の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス × 建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-22 その他の建物維持管理サービス」 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」
	07-18	非住宅用建物管理サービス	・非住宅用建物所有者の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス × 建物の清掃のみを請け負うサービス(ハウスクリーニングサービスを除く。) ⇒ 「19-22 その他の建物維持管理サービス」 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯ 生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」
	07-19	土地管理サービス	・土地所有者からの委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは土地の保全業務等の管理を行うサービス
	07-20	屋外広告スペース提供サービス	・屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス ○ デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○ チラシの設置場所の提供 ○ アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰ 運輸、郵便事業の収入」に該当

分類表

事業別内訳	分類番号	建設、サービスの種類	内容例示
⑮ 娯楽事業の収入、生活関連サービス	15-42	劇場賃貸サービス	・劇場のスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ※映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービスを含みます。
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	19-00	自動車整備、産業用機械、その他各種機械の保守・修理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス（※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。）産業機械を保守又は修理するサービス、工作機械を保守又は修理するサービス、土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、医療用機器を保守又は修理するサービス、商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、事務用機器を保守又は修理するサービス、スポーツ用品を保守又は修理するサービス、その他の物品の保守・修理サービス ○ 自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋳山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型 ○ 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む。） ○ 掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工用各種作業船、仮設用機材（工用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板 ○ 診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器 ○ 業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品 ○ 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ○ 業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機 ○ ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む） ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム） ○ コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3版未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品 ○ スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○ 娯楽用品、娯楽用テント、楽器 ○ テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○ 家庭用電気機械器 ○ 家具、表具、家庭用品、装飾品 ○ 履物、時計、貴金属・宝石製品 ○ 絵画、工芸品など有形文化財 × 部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 × 衣服の保守・修理サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
	19-21	ビルメンテナンスサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス × 不動産賃貸の経営業務、不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービス ⇒ 「07-16 住宅管理サービス（賃貸住宅以外）」、「07-17 住宅管理サービス（賃貸住宅）」又は「07-18 非住宅用建物管理サービス」
	19-22	その他の建物維持管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の建物維持管理サービス ○ マンション、アパート等の共用部分、住宅以外の建築物の内部及び外部の清掃 ○ 電気通信設備、空調、消防設備、エレベーター等の設備の管理や建築物の敷地、構造、建築設備等の点検・検査 ○ 居住用及び非居住用建物の空気環境管理、給水・排水管理、害虫駆除 ○ 空気調和装置・空調用ダクト・貯水槽・排水槽・湧水槽・排水管の清掃 × オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」 × 浄化槽清掃 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当 × 空気環境測定及び水質検査 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	19-31	各種団体・組合における賦課金・会費収入	<ul style="list-style-type: none"> ・各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス ○ 協同組合の組合員に対する賦課金 ○ 入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
	19-32	集会会場賃貸サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ○ 多目的ホール、商品展示所、集会場 × 劇場 ⇒ 「15-42 劇場賃貸サービス」 × スポーツ施設 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
20-03	寄付金、補助金、運営費交付金等	・寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入	

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

18 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

・第1面の「⑮」欄の「⑨物品賃貸事業の収入」に記入のある場合は、令和2年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「オペレーティングリース年間契約高」、「ファイナンスリース年間契約高」（万円未満四捨五入）及び該当する物件区分の割合（小数点以下四捨五入）を記入してください。

レンタル年間売上高				オペレーティングリース年間契約高				ファイナンスリース年間契約高			
千	百	十	円	千	百	十	円	千	百	十	円
			0,000				0,000				0,000

物件区分	業種	レンタル年間売上高割合 (%)	オペレーティングリース年間契約高割合 (%)	ファイナンスリース年間契約高割合 (%)
産業用機械器具	産業機械			
	工作機械			
	土木・建設機械			
	医療用機器			
	商業用機械・設備			
	通信機器・同関連機器			
事務用機械器具	サービス業用機械・設備			
	その他の産業用機械器具			
	電子計算機・同関連機器（ソフトウェアを含む）			
自動車	事業者向け			
	一般消費者向け			
スポーツ・娯楽用品				
福祉用具				
その他の物品				
合計		1	0	0

注：「オペレーティングリース」、「ファイナンスリース」及び「レンタル」の区分について

- ・「ファイナンスリース」リース契約に基づくリース期間の途中において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるが、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- ・「オペレーティングリース」ファイナンスリース以外のリース取引。
- ・「レンタル」リース取引以外のすべての賃貸契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

18 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

- 物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物件区分	内容例示
産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋳山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む）
土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む）、建設工用各種作業船、仮設用機材（工用エレベーターを含む）、建設用足場資材、鋼矢板など
産業用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> 医療用機器：診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など 商業用機械・設備：業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など 通信機器・同関連機器：有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど サービス業用機械・設備：業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機など その他の産業用機械器具：鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む）、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機械（業務用）など
事務用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機・同関連機器（ソフトウェアを含む）：電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）など 事務用機器：コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3判未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品など
自動車	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両（タンクローリー、トレーラなど）、二輪自動車など
スポーツ・娯楽用品	スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのレンタル、自転車シェアリング
福祉用具	車いす（付属品を含む。）、特殊寝台（付属品を含む。）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行者、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排せつ処理装置、腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部、入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分のレンタル
その他の物品	物品のレンタルのうち、他に分類されないもの ※映画・演劇用品、音楽・映像記録物、衣しよを含みます。

● **あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。**

19 業態別工事種類

・第1面の10欄「事業別売上(収入)金額」のうち「建設事業の収入(完成工事高)」が最も多い場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

301	土木一式工事	310	屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	造園工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事
305	大工工事	314	タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	322	塗装工事	330	建具工事
306	左官工事	315	築炉工事	323	防水工事	331	水道施設工事
307	とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316	鋼構造物工事	324	内装仕上工事	332	消防施設工事
308	はつり・解体工事	317	鉄筋工事	325	機械器具設置工事	333	清掃施設工事
309	石工事						

19 業態別工事種類

- **業態別工事種類の中から**、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に一つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、右表の【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】を参考に、該当するものを選択してください。

20 相手先別収入割合

・第1面の10欄「売上(収入)金額」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
第1面上部の区分欄が「1」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額 割合(%)
① 個人(一般消費者)	
② 個人以外	
合計	100

20 相手先別収入割合

〈調査票第1面上部の区分欄(例)〉

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	区分
				1

- **調査票第1面上部の区分欄が「1」の場合は**、記入の必要はありません。
- **調査票第1面の10欄「売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)**で記入してください。
- **「①個人(一般消費者)」**
 - ・一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - ・クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・旅行者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- **「②個人以外」**
 - ・民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。

備考

令和2年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和2年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】

以下の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築工事業	302	建築一式工事(303を除く)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
	303	木造建築一式工事	木造建築以外
	304	建築リフォーム工事	木造建築
大工工事業	305	大工工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事
左官工事業	306	左官工事	大工工事、型枠工事、造作工事
とび・土工工事業	307	とび・土工・コンクリート工事(308を除く)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	308	はつり・解体工事	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
石工事業	309	石工事	はつり工事、工作物解体工事
屋根工事業	310	屋根工事(311を除く)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	311	金属製屋根工事	屋根ふき工事
電気工事業	312	電気工事	金属製屋根以外 金属製屋根
管工事業	313	管工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事(315を除く)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	315	築炉工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

令和3年経済センサス - 活動調査 コールセンターのご案内

問い合わせ内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

例えば

調査票の記入
方法など
調査全般について

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 回答内容の保護について

0120-555-097 ※IP電話などフリーダイヤル
に接続できない場合
(通話料は無料です) **03-5200-5858** (有料)

例えば

インターネット
回答について

- ログインできない場合
- 初期のログイン時に変更した「パスワード」を
忘れてしまった場合
- 電子調査票の操作方法について

0120-151-280 ※IP電話などフリーダイヤル
に接続できない場合
(通話料は無料です) **03-5200-5860** (有料)

例えば

分類表について

- 分類表の見方について
- 品目の選び方について

0120-565-503 ※IP電話などフリーダイヤル
に接続できない場合
(通話料は無料です) **045-522-2426** (有料)

受付時間

〈平日〉
午前 **9時**
～
午後 **6時**

〈令和3年経済センサス - 活動調査 実施事務局〉

(<https://www.e-census.go.jp/>)

経済センサス 実施事務局

検索

紙ヘリサイクル可

経済センサス - 活動調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールにご注意ください